

産業廃棄物処理計画実施状況状況報告書

令和5年5月24日

秋田市長 穂積 志 殿

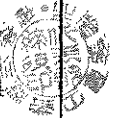
提出者

住 所 秋田市向浜一丁目7番1号

氏 名 北光金属工業株式会社

代表取締役社長 小宅 錬

電話番号 018-863-0004



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	北光金属工業株式会社
事業場の所在地	秋田市向浜一丁目7番1号
事業の種類	銑鉄鋳物製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

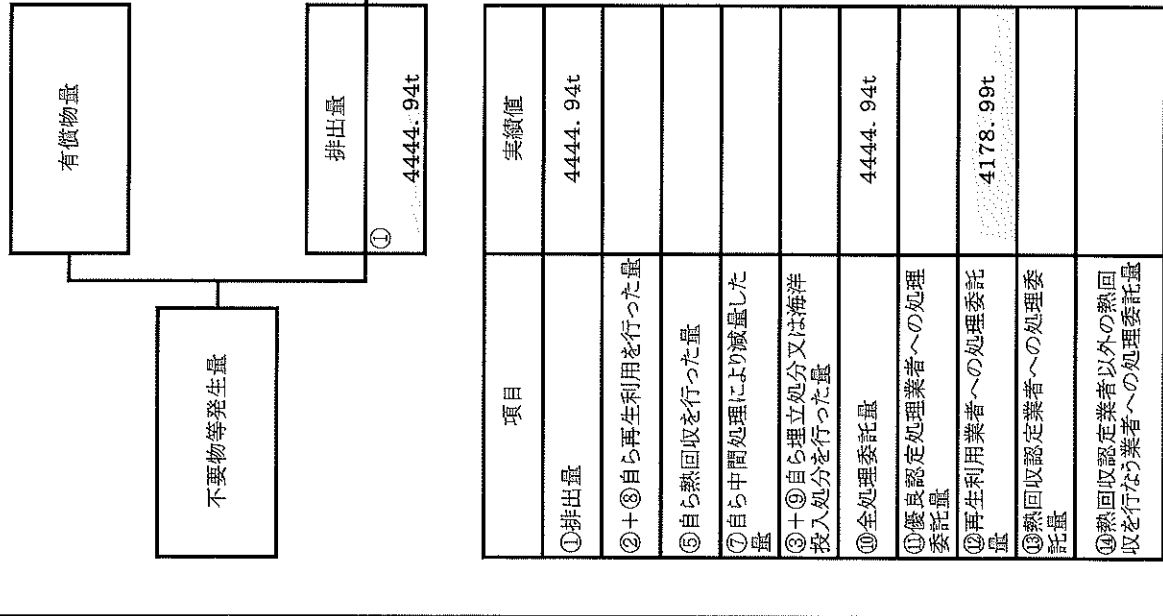
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	4,058.55t	全処理委託量	4,058.55t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	5.05t
自ら熱回収を行なう産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3,420.00t
自ら中間処理による減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	35.50t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行なう産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	t

\*事務処理欄

計画の実施状況

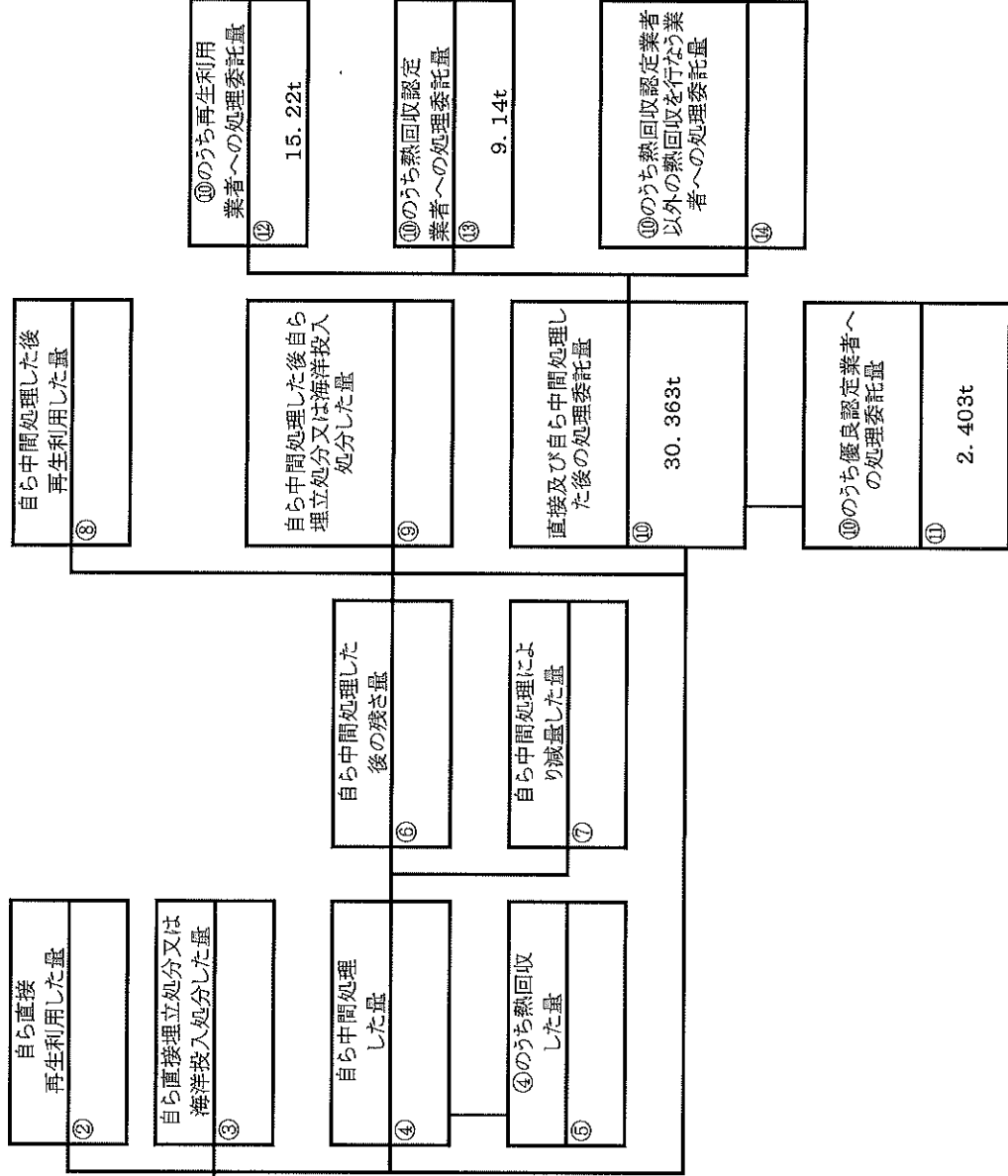
(産業廃棄物の種類: 鋳さい)

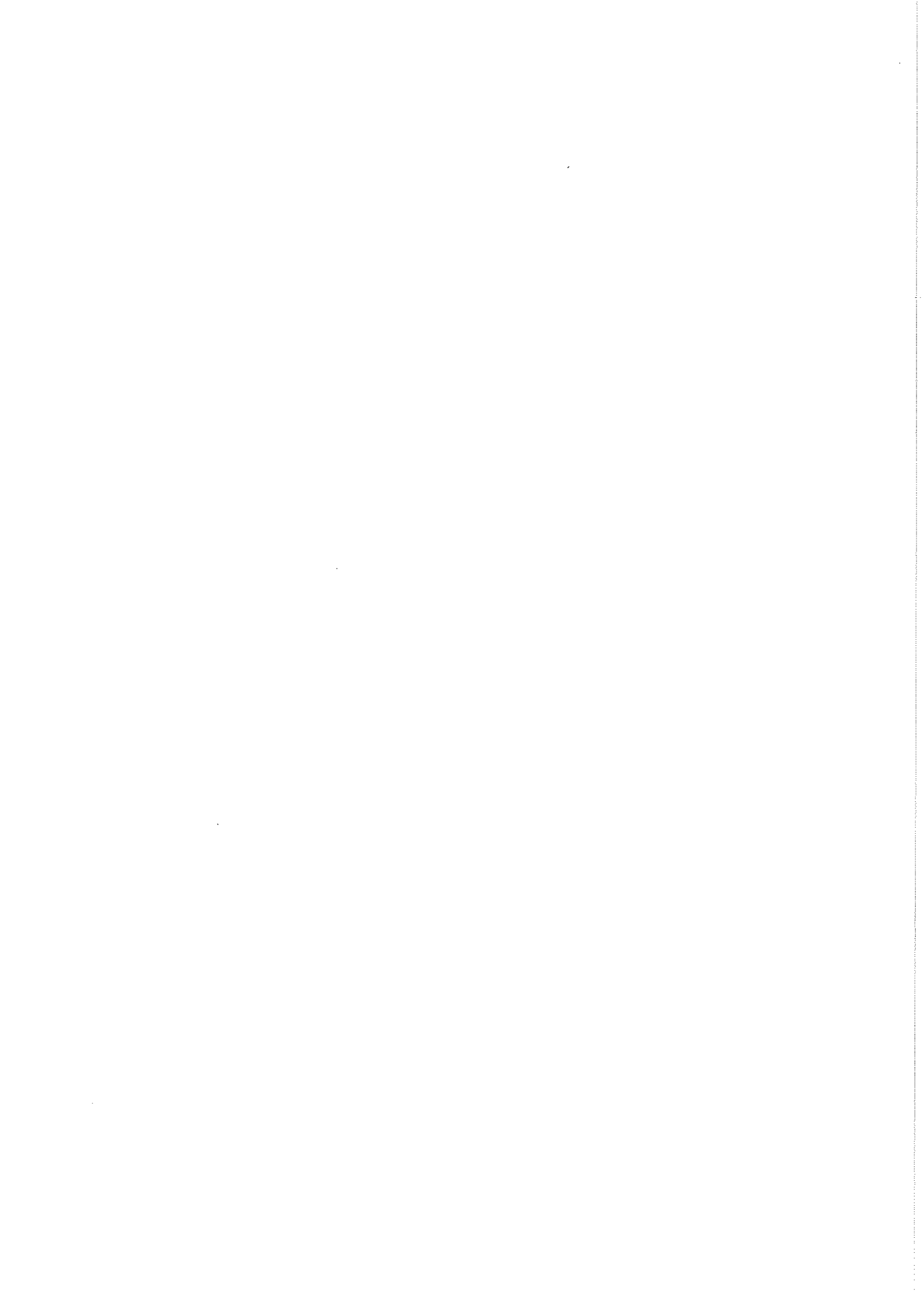


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

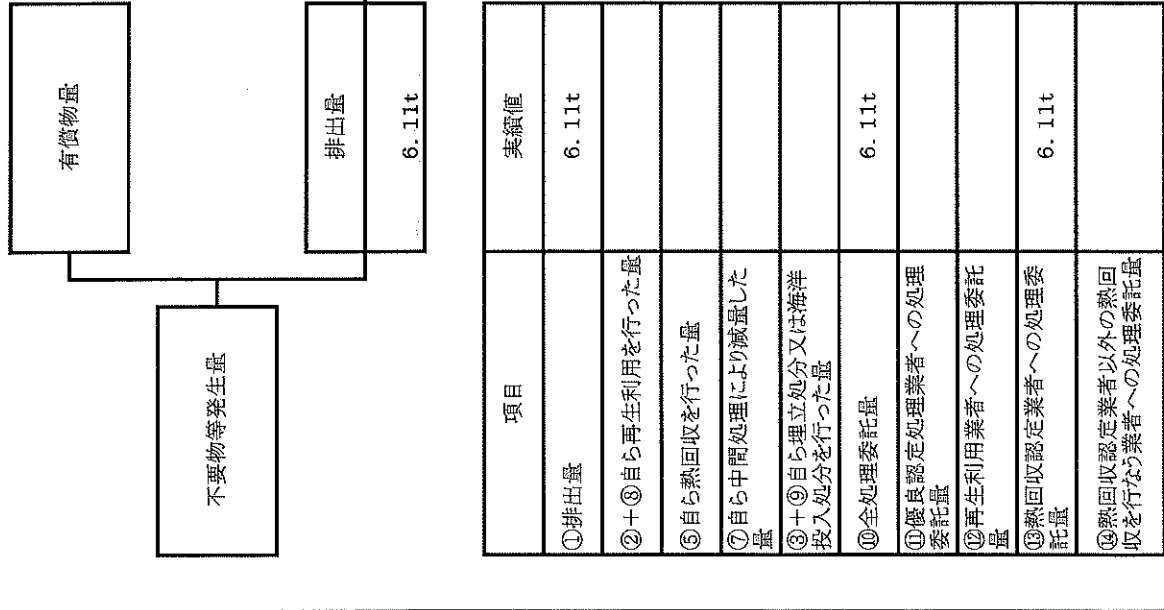
不燃物等発生量	有償物量
排出量 30.363t	
項目	実績値
①排出量	30.363t
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	30.363t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.403t
⑫再生利用業者への処理委託量	15.22t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	9.14t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	





計画の実施状況

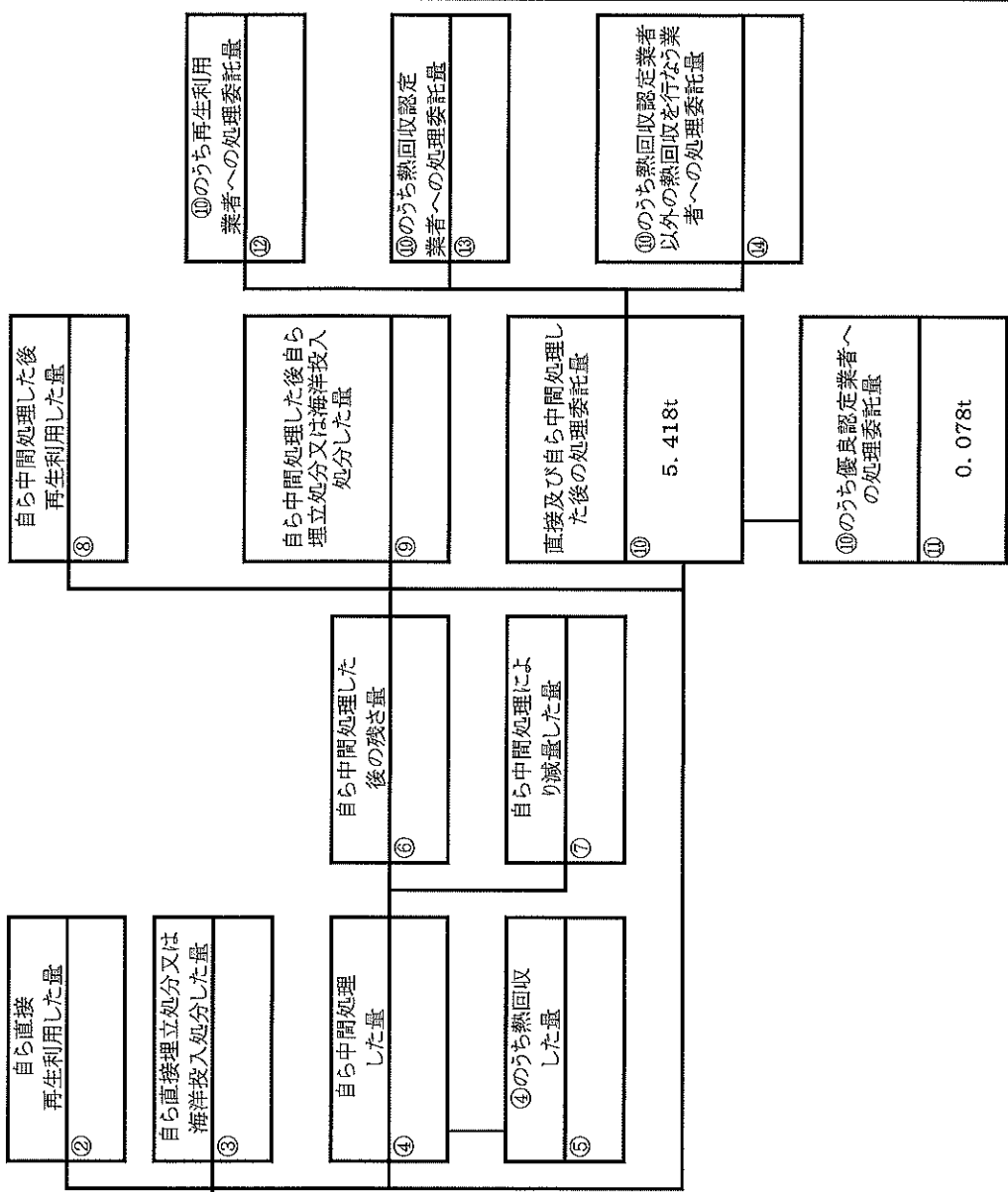
(産業廃棄物の種類： 混合廃棄物 )



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

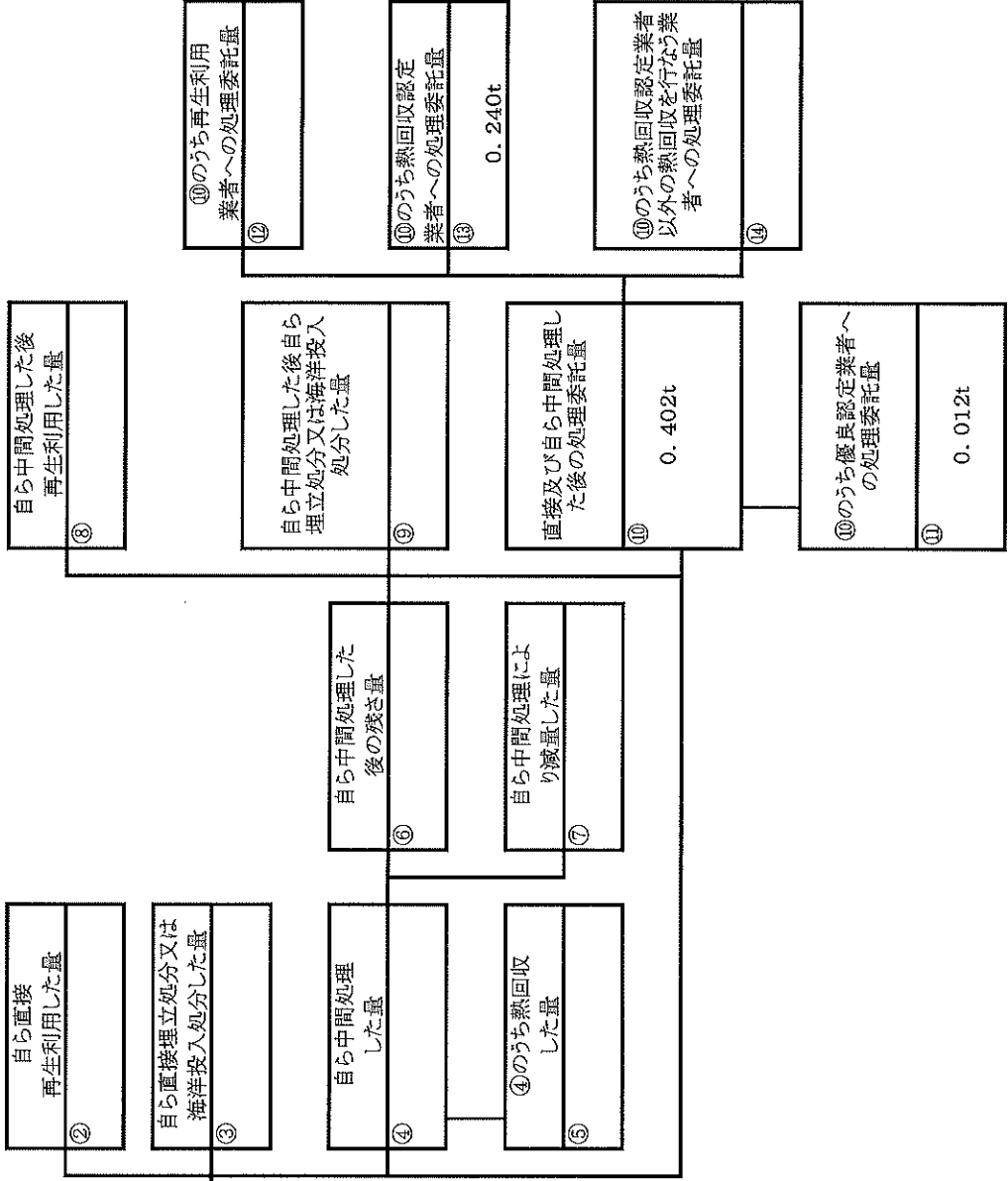
不要物等発生量	有償物量	
	排出量	5.418t
項目	実績値	
①排出量	5.418t	
②+③自ら再生利用を行った量		
⑤自ら熱回収を行った量		
⑦自ら中間処理により減量した量		
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		
⑩全処理委託量	5.418t	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.078t	
⑫再生利用業者への処理委託量		
⑬熱回収認定業者への処理委託量		
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量		



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス 陶磁器くず )

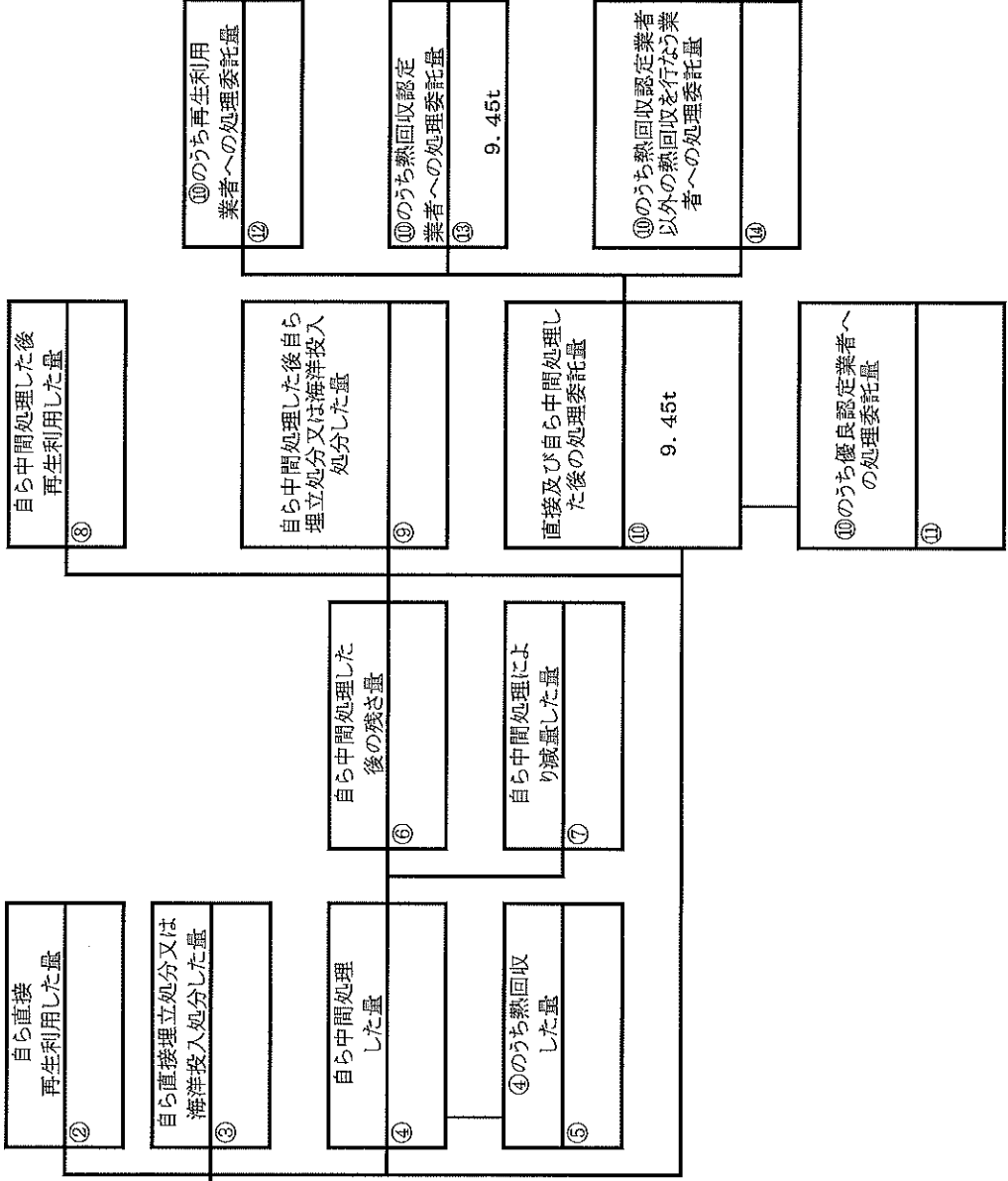
不変物等発生量	有償物量	排出量	0.402t
①排出量	実績値	0.402t	
②+③自ら再生利用を行った量			
⑤自ら熱回収を行った量			
⑦自ら中間処理により減量した量			
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量			
⑩全処理委託量	0.402t		
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.012t		
⑫再生利用業者への処理委託量			
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.240t		
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量			



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 引火性廃油 )

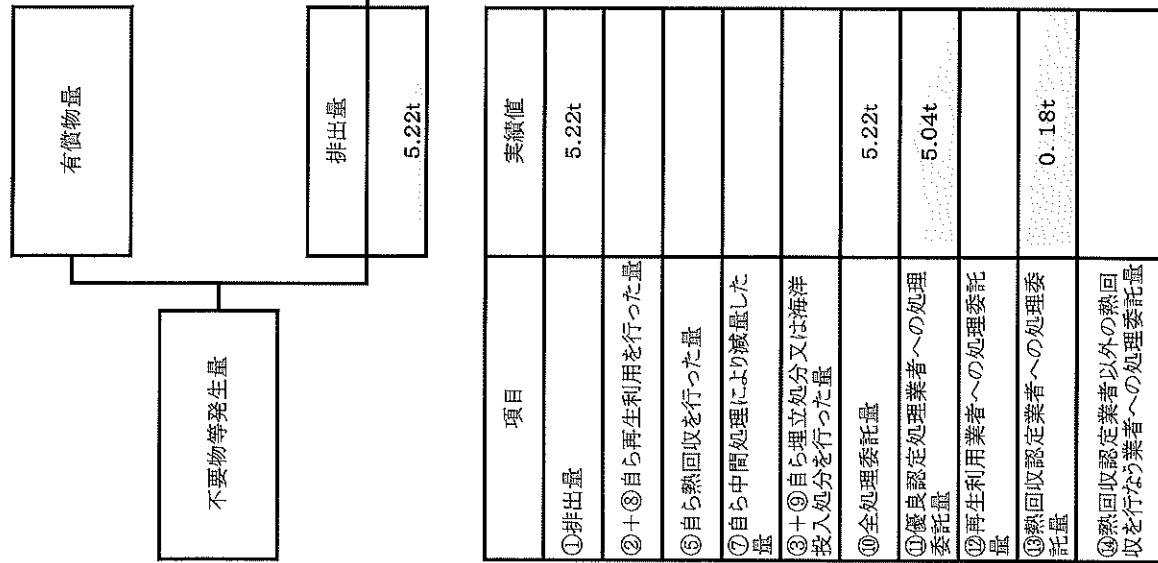
不要物等発生量	有償物量	排出量	実績値
		9.45t	9.45t
①排出量	②+③自ら再生利用を行った量		
⑤自ら熟回収を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量		
③+④+⑥自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑧+⑨自ら中間処理した後の残量		
⑩全処理委託量	⑩のうち熟回収した量		
⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用した量		
⑫再生利用業者への処理委託量	⑩のうち埋立処分又は海洋投入処分を行った量		
⑬熟回収認定業者への処理委託量	⑩のうち中間処理した後の処理委託量		
⑭熟回収認定業者以外の熟回収を行なう業者への処理委託量	⑩のうち優良認定業者への処理委託量		





計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。